

# 介護等体験の実施に伴う申込手續について

## 1 介護等体験の問い合わせ窓口

学生センター内 教務課学部教務係 (0134-27-5244 gakubu@office.otaru-uc.ac.jp)

## 2 申込手續等

### (1) 大学への提出書類

1. 介護等体験申込書
2. 介護等体験費用の振込みを確認できる書類  
(振込明細または振込票控え等の写し。写真データによる提出も可。)
3. 健康診断証明書

1. は(2)「介護等体験申込書」の作成と送付を参照してください。
2. は(4)介護等体験の費用を参照してください。
3. は学内で行われる学生健康診断を受診した場合、保健管理センターで申し込むことによって、無料で取得可能です。ただし、すべての項目を受診するよう注意してください。

**提出期限：令和3年4月14日(水)(厳守)**

ただし健康診断証明書は、学内での発行が可能になってから、後日の提出で構いません。

### (2) 「介護等体験申込書」の作成と送付

- 学生は下記の事項について十分注意してください。

- 1 施設の受入状況を優先して調整することから、必ずしも希望の施設での実施が可能とは限らない。(8月、9月は希望する学生も特に多いため、希望施設での体験は難しい。)
- 2 調整窓口である道社協を通さずに、学生個人が直接受入施設と調整して介護等体験を実施することは避ける。
- 3 「介護等体験受入決定通知書」発行後、日程や施設の変更は認められない。
- 4 申込後、学生の都合等(進路変更等)による体験辞退・体験途中の辞退がないよう、十分気をつける。
- 5 申込期限後の受付は認められないこと。

- 「介護等体験申込書」は、記入例を参照し、**記入漏れのないよう注意し**、提出期限までに提出してください。(個人情報保護法の施行に伴い、住所の番地以下は記入しないようご注意ください。)

### (3) 「介護等体験」の実施期間等

〔期間〕令和3年6月7日(月)～令和4年2月25日(金)  
〔日数〕月曜日～金曜日の連続した5日間  
〔時間〕1日5～6時間程度 社会福祉施設等の指定した時間帯  
※小学校・中学校教諭の普通免許を取得しようとする場合、上記の介護等体験に加えて、**【特別支援学校で連続する2日間の実習が必要】**となります。後日詳細を掲示します。

## (4) 介護等体験の費用

### 1 介護等体験に要する費用

学生1名につき10,000円 (@2,000円×介護等体験日数5日間)

### 2 介護等体験費用の納入

学生は体験費用(10,000円)を以下の大学の口座へ振込の上、**振込明細または振込票控えの写しを申込書に添付してください。**

(銀行名) 北洋銀行 (支店名) 小樽中央支店 (口座番号) 普通 3969731 (フリガナ) コクリツダイガクハウジン オタルシヨウカダイガク (口座名義) 国立大学法人小樽商科大学 学長 穴沢 眞
--

### 3 その他の費用

次の費用は学生の個人負担となります。

- 受入施設までの交通費
- 受入施設での昼食費
- 宿泊を伴う場合は宿泊費
- その他、受入施設が必要とする費用
- 学生の都合による急な体験辞退や日程変更等により、昼食用意等で施設に損失が出た場合、実費を請求される場合があります。

## (5) 調整結果の報告

- 1 道社協で調整後、調整結果を通知します。調整結果と合わせて、「介護等体験事前連絡事項」を通知します。通知に基づいて、施設情報等を確認してください。
- 2 施設の中には1ヶ月前や2ヶ月に事前連絡または事前訪問を希望する施設もありますので、「介護等体験事前連絡事項」を確認し、「連絡期日」までに必ず事前連絡を行ってください。
- 3 調整の結果、指定された受入施設での介護等体験実施に関して、疑問等がある場合、又はその事に関するの情報等が必要とされる場合には、大学に連絡してください。

## 3 体験の日程変更・辞退・中止

「介護等体験受入決定通知書」発行後の変更は原則として認められません。

※学生受入のための準備・協力をいただいている施設に負担をかけることとなりますので、十分ご注意ください。

### (1) 日程変更

#### 1 体験日前の変更

- ① 体験開始前にやむを得ない事情で日程を変更する場合は、学生は施設に連絡するのではなく、大学へその旨を連絡してください。
- ② やむをえない理由と大学が判断した場合、大学が受入施設と協議し調整を行い、その結果を大学が学生に伝えます。

#### 2 体験期間中の変更

- ① 体験日の当日に急病・急用等により体験ができなくなった場合、学生が受入施設へ至急連絡し、その後速やかに大学に連絡してください。
- ② 大学は受入施設と協議し調整を行い、その結果を学生に伝えます。

## (2) 辞退

- 1 申込後に学生の事情（進路変更等）により辞退・途中辞退がないよう、十分注意してください。
- 2 やむを得ない理由（体調不良等）により辞退する場合は、速やかに大学に連絡してください。

### ● 体験費の返金について

決定通知発行後に学生の事情で辞退した場合には、納入された介護等体験に関わる諸費用は原則として返金しませんが、辞退についての所定の手続きを経ており、相当の理由があると認められる場合は、調整に要した費用を除きその一部について返金を行うこととします。

## (3) 中止

- 1 施設長が学生の取り組み姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は大学と協議し、体験を中止させる場合があります。
- 2 体験を中止した場合、当該年度の再調整はできません。次年度以降にあらためて申込を行ってください。

## 4 体験に際しての留意事項等

### (1) 体験に際しての留意事項

- 1 受入施設の「介護等体験事前連絡事項」の内容をよく確認し指定された期日までに施設担当者へ事前連絡および事前訪問し、準備を行う。
- 2 体験中に知り得た施設利用者の個人情報<sup>※</sup>は漏らしたりすることがないように厳守する。
- 3 体験に臨む姿勢（証明書取得のためだけでなく目的意識を持つ）、基本的マナー（無断欠席、遅刻、挨拶、言葉遣い、身だしなみ等）について十分注意する。
- 4 急病等で欠席・遅刻をする場合には必ず受入施設へ連絡をし、その後速やかに大学へ連絡を行う。
- 5 施設は、利用者が生活、就労し生活訓練を行う場ですので、その生活等を乱し利用者の人格、尊厳を傷つけることが無いよう最大限の注意を払う。
- 6 施設の運営を妨げず、利用者の安全を守る観点から受入施設担当者、職員の指示に従う。
- 7 体験の中で、介護技術や知識を必要とする援助を行うように指示された場合は、施設職員から十分な指導を受けた後、施設職員の付き添いの上で行うこと。できないと思う場合には、率直に施設職員に伝える。

## (2) 事故等の報告

介護等体験中に事故が発生した場合は速やかに施設担当者へ報告してください。

**「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」及び「学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）」に加入していない場合は、必ず加入してください。**

## (3) 健康管理等

- 1 受入施設の利用者には、感染症に対する抵抗力や免疫力の低い方がいることを認識させ感染予防に十分努めること、また、学生自身の健康管理、感染予防のためうがいや手洗いを励行してください。
- 2 発熱、下痢、発疹等の体調の異常を感じる場合は、介護等体験を中止するとともに、速やかに診察や検査を受けてください。
- 3 施設長は必要により、健康状態に関する診断書の提出や細菌培養検査の実施を求めることがあります。

## (4) 個人情報の取り扱い

受入施設へは、介護等体験を超えての学生に対する個人的な約束や情報、物品のやり取り等を行わないよう依頼しています。学生の皆さんも、「体験中、体験終了後等に係わらず利用者や施設職員との個人的な約束や情報、物品のやり取りについて行わないよう注意してください。

## 5 体験終了後の手続き等

### (1) 「証明書」の交付

- 1 介護等体験の終了後に、施設長が記入・捺印（公印）をした「証明書」が交付されます。  
なお、著しく体験中の態度に問題があると判断された場合は、証明書の交付を見合わせることがあります。
- 2 「証明書」用紙は、学生が受入施設に持参し、受入施設の長から証明を受けます。
- 3 「証明書」は、1学生につき1枚となっているため、1枚に特別支援学校及び福祉施設の両方の証明を受けます。
- 4 「証明書」の再発行は原則として行いません。
- 5 社会福祉施設等において行われた介護福祉士、社会福祉士など他の資格を取得するための実習等（介護等体験の対象施設とされている施設において行われたものに限る。）についても、介護等体験の内容に相当するものとして、施設長が判断すれば「証明書」の交付を受けることができます。

## 6 「事前指導」について

6月または7月頃に大学において「事前指導」を実施します。実施日近くになりましたら、掲示でお知らせしますので、必ず出席してください。